

外務省海外安全情報（危険情報：抜粋）

チュニジアへの渡航を予定される皆様へ

発出日：2024年07月23日（一部地域の危険レベルの改定）

カスリン県及びシディ・ブ・ジッド県の山岳地帯（シャアンビ山、セルーン山、ムギラ山、スメナ山、オルバタ山付近）	〔レベル3〕 「渡航はやめてください。」（渡航中止勧告）（継続） その国・地域への渡航は、どのような目的であれやめてください。 (場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)
ガフサ県の山岳地帯（オルバタ山付近）、アルジェリア・リビア国境付近及び南部軍事緩衝地帯	〔レベル3〕 「渡航はやめてください。」（渡航中止勧告）（一部引上げ）
ジャンドウーバ県（レベル3の地域、国道17号線以東、タバリカ市内、AIN・ドラハム市内及びジャンドウーバ市内を除く）、ル・ケフ県（レベル3の地域、国道17号線以東及びル・ケフ市内を除く）及び南部砂漠地帯の一部（ジュビル国立公園、ボルジュ・ブルギバ、ルマダ、タタウイン、ザルジスの各都市を除くそれより南方の一部地域で、レベル3以外の地域）	〔レベル2〕 「不要不急の渡航は止めてください。」（継続） その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。
カスリン県（レベル3の地域、スペイトラ市内、国道13号線及び国道東3号線のうちスペイトラ以東並びに国道3号線を除く）	〔レベル2〕 「不要不急の渡航は止めてください。」（一部引下げ）
上記以外の地域	〔レベル1〕 「十分注意してください。」（継続） その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。
ジャンドウーバ県（国道17号線以東）、ル・ケフ県（国道17号線以東）、カスリン県（スペイトラ市内、国道13号線及び国道東3号線のうちスペイトラ以東並びに国道3号線を除く）及び南部砂漠地帯の一部（ジュビル国立公園、ボルジュ・ブルギバ、ルマダ、タタウイン、ザルジスの各都市とそれより北方の一部地域）	〔レベル1〕 「十分注意してください。」（引下げ）

【ポイント】

- アルジェリア・リビア国境付近は、テロリストが往来する可能性があるとされていますので、同地域への渡航は止めてください。また、南部砂漠地帯の一部は軍事緩衝地帯に設定されていますので立ち入ることができません。
- カスリン県、シディ・ブ・ジッド県及びガフサ県の山岳地帯（シャアンビ山、セルーン山、ムギラ山、スメナ山、オルバタ山付近）はテロ組織が潜伏、活動している主要拠点と見られています。同地域では、地元住民がテロ組織により埋設された地雷で死傷する事件が発生しています。同地域への渡航は止めてください。
- ジャンドウーバ県、ル・ケフ県、カスリン県及び南部砂漠地帯の一部のうちレベル2の地域にはテロリストが潜伏している可能性があります。同地域への不要不急の渡航は止めてください。
- 上記危険レベル2及び3以外の地域においては、首都チュニスや観光地、幹線道路を中心とした治安当局によるテロ対策が一定の効果を上げ、治安情勢が比較的安定していますが、テロ事件が発生する可能性は排除されず、また、一般犯罪の被害にあう等トラブルに巻き込まれる可能性もありますので、渡航に際しては十分に注意してください。

【概況】

- (1) 2015年3月から2016年3月にかけて、チュニジアでは大規模なテロ事件が連続して発生し、2015年3月にはパレードー国立博物館襲撃テロ事件により、日本人3人を含む22人が死亡しました。
- (2) このような状況を踏まえ、治安当局は大幅に警備強化を図り、また、日本を含む先進主要国等から治安分野で多くの人的・物的支援を受けた結果、テロ対処能力が大幅に向上したため、治安情勢は概ね落ち着きを見せています。
- (3) 一方で、西部山岳地帯では、現在も治安部隊によるテロ掃討作戦が実施されています。また、リビア・アルジェリア国境を含む南部砂漠地帯においては、政情不安定なリビア等からテロリストが侵入する可能性があるため軍事緩衝地帯が設定されており、立ち入りが禁止されています。
- (4) 2015年11月以降、今まで非常事態宣言が発出されています。同宣言は、治安維持のために当局の権限を強化する目的で発出されており、不特定多数の一般人の行動を恒常に制限するものではありませんが、同宣言を根拠とした通行制限措置や特定の施設の一時閉鎖措置等により行動に制限がかかる可能性がありますので、その場合は速やかに当局の指示に従ってください。
- (5) チュニジア国内の治安状況は改善しているものの、イスラム過激派組織またはこれら組織の主張に影響を受けているとみられる者によるテロが世界各地で発生しており、とりわけチュニジアにおいては過去に観光客を標的としたテロ事件が発生していることを踏まれば、再び日本人がテロを含む様々な事件に巻き込まれる可能性がないとは言い切れません。このような情勢を十分に認識し、誘拐、テロ等の不測の事態に巻き込まれることがないよう、海外安全情報や報道等により最新の治安・テロ情勢等の関連情報の入手に努め、日頃から危機管理意識を持つとともに、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心掛けてください。テロ情報の詳細については、テロ・誘拐情勢（https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcterror_113.html）も参照してください。

※外務省海外安全情報（危険情報）の詳細につきましては、

外務省海外安全ホームページ : <http://www.anzen.mofa.go.jp>

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>（携帯版）にてご確認ください

または、

外務省領事サービスセンター 電話：（外務省代表）03-3580-3311（内線）2902, 2903

外務省領事局海外邦人安全課（テロ・誘拐関連を除く） 電話：（代表）03-3580-3311（内線）2306

外務省領事局邦人テロ対策室（テロ・誘拐関連） 電話：（代表）03-3580-3311（内線）3047

までお問い合わせください。

弊社では海外安全情報が発出された場合、原則として〔レベル1〕「十分注意して下さい」までの地域、国についてツアーを実施しており、ツアー実施にあたりましては、現地情報を十分把握し、安全で円滑な日程となる様配慮して運行管理を行っております。